

茨木市保育施設設備等支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の区域内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された私立保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により設置された私立幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項の規定により認定された私立保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園並びに茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第24号）第29条に規定する小規模保育事業A型並びに児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業及び同法第59条の2第1項による届出を行った認可外保育施設（同法第6条の3第11項に掲げる事業を目的とする施設を除く。）（以下これらをあわせて「保育所等」という。）が実施する保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、保育所等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライトの設備の購入や更新を行う事業とする。ただし、施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）と既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業は対象外とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市保育

施設設備等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の申請）

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市保育施設設備等支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市保育施設設備等支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（内訳が分かるものに限る。）

(2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市保育施設設備等支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けたものは、帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(国の要綱の順守)

第15 市長並びに補助金の交付を受けるもの及び受けたものは、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業に係る国の要綱の規定を順守しなければならない。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月20日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第13の規定は、令和8年2月20日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

種別	補助対象経費	補助額
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	保育所等ごとに補助対象経費の合計額又は、100,000円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付申請書

茨木市保育施設設備等支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市保育施設設備等支援事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市保育施設設備等支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市保育施設設備等支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市保育施設設備等支援事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市保育施設設備等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
領収書（内訳が分かるものに限る。）
収支決算書

様式第6号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市保育施設設備等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市保育施設設備等支援事業補助助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市保育施設設備等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円